

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第三十四号の二

平成二十六年

五月二十九日

木曜日

目次

告示

○自然環境保全地区の指定.....一

告示

山梨県告示第七十六号の二

山梨県自然環境保全条例(昭和四十六年山梨県条例第三十八号)第十条第一項の規定により、次のとおり自然環境保全地区を指定する。

平成二十六年五月二十九日

山梨県知事 横内 正明

名称	区域
富士山北麓世界遺産景観保全地区	富士吉田市、南都留郡山中湖村、同郡鳴沢村及び同郡富士河口湖町の各一部(次の図に示す部分に限る。) 〔次の図〕は省略し、その図面等を山梨県森林環境部みどり自然課、山梨県富士・東部林務環境事務所、富士吉田市役所、山中湖村役場、鳴沢村役場及び富士河口湖町役場において、平成二十六年五月二十九日から同年六月二十七日まで公衆の縦覧に供する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番